

# **飼養衛生管理基準**

**(馬編)**

**平成 2 3 年 1 0 月**  
**農林水産省**



～ はじめに～  
畜産農家の皆様へ

平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は、我が国の畜産にとってかつてないほど大きな被害をもたらしましたが、家畜伝染病による被害を最小限に止めるためには、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動」が重要です。

「発生の予防」のために、空港や海港における輸入検疫の強化を行っているところですが、何より畜産農家の方々に日頃から適切に飼養衛生管理をしていただくことが大切です。このため、今回、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を大きく見直すこととしました。

飼養衛生管理基準は、これまでは畜種別に分けることなく設定していましたが、今回は畜種別に分け、かつ、飼養衛生管理の基本となる事項について、より具体的に分かりやすく設定する方向で検討を進めてまいりました。

既に取り組みされている方もかなりおられるかと思いますが、こうした飼養衛生管理を徹底していただくことで、悪性の家畜伝染病の発生予防のみならず、慢性疾病の予防、育成率や増体の向上など、経営面でも大きな効果が得られるかと思えます。

飼養衛生管理基準は、畜産農家の皆さんに最低限守っていただくべき事項を取りまとめたものです。改正された家畜伝染病予防法では、都道府県による「指導・助言→勧告→命令」という手順が規定されており、基準違反に対して、いきなり罰則が適用されることにはなりません。地域の衛生水準向上の観点からも、畜産農家の皆さんに遵守していただくよう、積極的な取組をお願いいたします。

また、「発生の予防」は、地域ぐるみでの対応がより効果を上げることとなります。是非、家畜保健衛生所等と連絡を密にし、地域の畜産農家が連携して飼養衛生管理基準の遵守に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

## 家畜防疫に関する最新の情報を確認しましょう

- 1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関して、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従いましょう。

家畜保健衛生所や地域の自衛防疫協議会などが開催する家畜衛生に関する講習会への参加や農林水産省のホームページの閲覧などを通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握しましょう。

また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けましょう。



講習会の風景

## 衛生管理区域を設けましょう

- 2 自らの農場の敷地を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにしましょう。

## 衛生管理区域に関するQ & A

Q. 衛生管理区域とはどのような区域ですか？

A. 衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には厩舎やその周辺の飼料倉庫等を含む区域が衛生管理区域になります。

なお、個々の農場によって厩舎やその他の施設、自宅等との位置関係が様々であるため、詳細は最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q. 衛生管理区域と他の区域との境界はどのように区分すればよいのでしょうか？

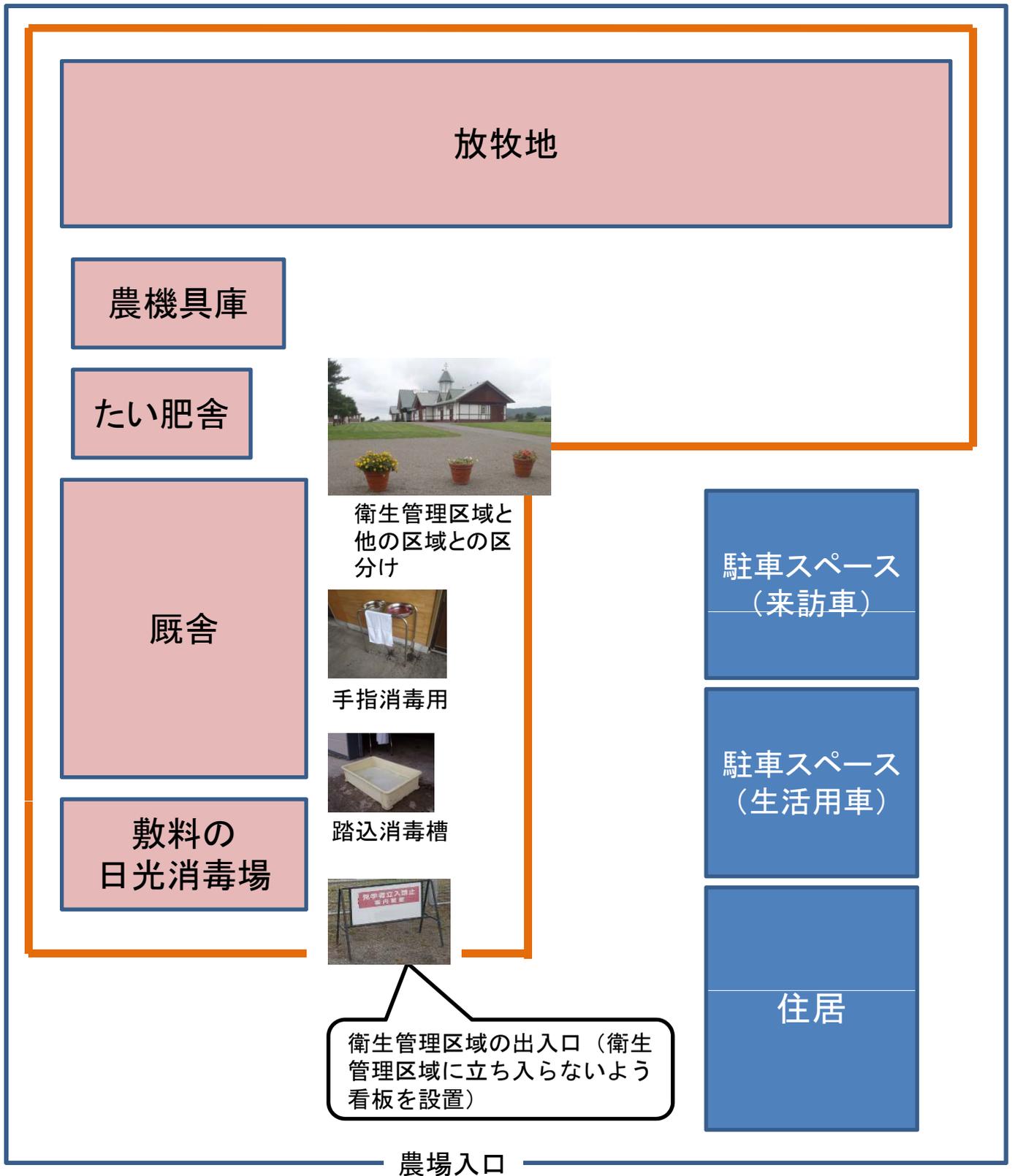
A. 通常は柵などでの区分が考えられますが、柵以外でもロープや白線、プランターなどを利用して区分することもできます。

区分した上で、立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、不要不急の立入りを制限するようにしてください。

Q. 厩舎のみを衛生管理区域とすることはできますか？

A. 飼養管理を行う場合、作業者は厩舎周辺を通行したり、飼料倉庫などに入って作業を行ったりすることが考えられるため、厩舎のみではなく密接に関連する施設も含め、衛生管理区域として設定することが適切と考えます。

# 衛生管理区域設定のイメージ



農場出入口の立看板

 衛生管理区域

## 衛生管理区域と他の区域との区分別



柵による区分別と看板

## 衛生管理区域への病原体の持込みを防止しましょう

- 3 衛生管理区域の出入口を必要最小限の数とし、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。  
外部から立ち入る者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該場所に看板などを設置しましょう。
- 4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両の出入りの際に消毒をしましょう。
- 5 また、厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に出入りの際に手指及び靴の消毒（手指については、洗浄又は消毒）を行わせましょう。



車両消毒用ゲート

## 衛生管理区域への病原体の持込み防止に関するQ & A

Q. 豚や家きん飼養農場と同様に衛生管理区域専用の衣服や靴の設置及び使用を行わなくて良いのでしょうか？

A. 馬飼養農場に対しては、その飼養管理の実態から、直ちに衛生管理区域専用の衣服や靴の設置及び使用を基準として設定することは困難であると考え、今回は基準としないこととしました。

しかしながら、農場の飼養衛生管理水準の向上のためには、専用の衣服や靴を使用させていただくことが望ましいと考えます。

Q. 衛生管理区域の出入口での消毒は具体的にどのようにするのでしょうか？

A. 車両が出入りする際には、消毒薬噴霧器、車両用消毒槽、車両用消毒ゲート、消石灰帯などを用いて消毒します。

Q. 人や車両の立入りの際に、馬の所有者が消毒の実施状況を確認する必要はありますか？

A. 自らの農場への伝染病の侵入防止リスクを低減するため、可能な限り確認してください。また、一日中農場にすることが無理な場合でも、消毒の実施の有無を立入者に記帳してもらう等により確認できるようにしてください。

Q. 農場全体を衛生管理区域とした場合、近所の人に来たときにも消毒しなければならないのですか？

A. 農場全体を衛生管理区域とした場合には、畜産関係者でない人でも、同様に消毒していただく必要があります。

近所の方まで消毒をお願いするのは、現実的には難しい面があるかと思えますので、ロープ、白線やプランターなどの簡便な方法でも結構ですので、生活関係車両の通行帯や自宅を衛生管理区域と区分するようにお願いします。



消毒用ポンプ



消石灰帯の設置



踏み込み消毒槽



ブーツカバー



ポリタンクを改良した長靴用消毒容器



長靴用消毒容器の車載例

## 野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう

- 6 厩舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにしましょう。
- 7 飲用に適した水を給与しましょう。



蓋のついた飼料保管庫



清潔な馬房

## 野生動物による病原体の侵入防止に関するQ & A

Q. 給餌設備に野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにするには、給餌設備にふたをしなければならぬのですか？

A. 給餌設備にふたまでする必要はありません。普段から飼槽などの給餌設備やウォーターカップなどの給水設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認して排せつ物があった場合はこれを取り除くなどしてください。

Q. 飲用に適した水とはどのようなものですか？

A. 水道水、井戸水や湧き水などで外部からの異物の混入がないものが該当します。

## 衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう

- 8 厩舎その他の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行いましょう。注射針、人工授精用器具その他体液が付着した物品を使用する際は、1頭ごとに交換又は消毒をしましょう。
- 9 馬の出荷・移動により馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をしましょう。  
※ 馬房とは、厩舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいいます。



器具は馬ごとに管理

## 衛生管理区域の衛生状態の確保に関するQ & A

Q. 清掃や消毒の対象となる器具とは何ですか？

A. 紙等の消毒に適さないものを除き、馬の保定用の器具、飼料給餌の際に使用する器具（運搬用のカート、フォーク等）、糞を掻き出す際に使用する器具（運搬用の荷車、スコップ等）など厩舎内で使用するすべてのものが対象になります。

Q. 定期的とはどのくらいの間隔でしょうか？

A. 衛生管理区域の衛生状態を保つためには、少なくとも月に1回～2回は実施していただくようお願いします。

Q. 馬房等の清掃は可能でも、隣接する房に馬がいる場合、水洗や消毒までを行うことは困難ではないでしょうか？

A. 隣接する馬房に馬が飼養されており、水洗や動力噴霧器による消毒の実施が困難な場合には、糞等による汚れを除去し、簡易な装置等で消毒薬を散布してください。



糞運搬用器具



手入れされた厩舎

## 家畜の健康観察を行いましょう

- 10 飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療を受け、監視伝染病でないことが確認されるまでの間、農場からの馬の移動・出荷を行わないようにしましょう。  
監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従いましょう。
- 11 毎日、飼養家畜の健康観察を行いましょう。
- 12 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等により健康な馬を導入しましょう。  
導入した馬に家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしましょう。
- 13 家畜を移動・出荷する場合には、移動・出荷の直前に当該家畜の健康状態を確認しましょう。
- 14 次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存しましょう。
  - ① 導入した場合には、導入元、頭数、健康状況及び導入日
  - ② 移動・出荷した場合には、移動・出荷先、頭数、健康状況及び移動・出荷日
  - ③ 飼養馬の異状の有無。異状があった場合には、症状、頭数及び月齢

## 家畜の健康観察の実施に関するQ & A

Q. 小規模飼養農家では、異状がないことを確認するまで、導入馬と他の馬とを隔離しておくことは不可能ではないでしょうか？

A. 完全な隔離が不可能な場合であっても、コンパネ等で仕切るなど、可能な限り、接触しないようにした上で健康観察を行ってください。

Q. 市場で購入する場合など、導入元農場の疾病の発生状況が確認できない場合には、どのようにしたらよいでしょうか？

A. 導入元農場の疾病発生状況が確認できない場合には、導入馬の健康状態の事前確認等によって健康な馬を導入するようにしてください。また、導入後、一定期間（1週間程度）は他の馬との接触を避け、異状がないことを確認するようにしてください。

Q. 記録は農家が自らが記入しなければならないのですか？

A. 人や車両の出入りに関する記録に関しては、農家自らが記入するか、出入りする者に記録してもらっても構いません。その際には確実に記録してもらえよう、張り紙などをおこなしましょう。

Q. 記録すべき症状とはどのようなものですか？

A. 餌喰いが悪い、元気がないなどの状態があれば記入しておいてください。

農場出入りチェック表(馬用)

1	日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
	氏 名				目 的	
	所 属	家保	飼料	獣医師	行政(県・市・町)	業者  その他( )
	石灰消毒	実施		未実施		
	車両消毒	実施		未実施		
	踏込消毒槽	実施		未実施		

馬の導入及び出荷、健康観察チェック表

1	日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分			
	導 入	種類( )	頭数( )	健康状態( )	導入元( )  導入日( )
	移 動	種類( )	頭数( )	健康状態( )	移動先( )  移動日( )
	異状の有無			症状等	

## 大規模農場における追加措置

- ・ 獣医師の健康管理指導を受けましょう
- ・ 通報ルールを作成しておきましょう

- 15 馬2百頭以上の所有者（以下「馬の大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家畜の健康管理について指導を受けるようにしましょう。
- 16 馬の大規模所有者は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底しておきましょう。

# 飼養衛生管理基準 チェックシート

## (馬用)

<b>1. 家畜防疫に関する最新情報の把握</b>	レ欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
<b>2. 衛生管理区域の設定</b>	レ欄
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになっている。	<input type="checkbox"/>
<b>3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止</b>	レ欄
(1) 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している。	<input type="checkbox"/>
(2) 衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
(3) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている。	<input type="checkbox"/>
<b>4. 野生動物等からの病原体の感染防止</b>	レ欄
(1) 給餌設備や給水設備に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
<b>5. 衛生管理区域の衛生状態の確保</b>	レ欄
(1) 厩舎その他衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃するとともに、馬の体液が付着した物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 空になった馬房の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
<b>6. 馬の健康観察と異状が確認された場合の対処</b>	レ欄
(1) 馬に異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 毎日、健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 馬を導入するときは、健康な馬を導入している。また、一定期間、導入馬と他の馬を接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>

(4) 馬を移動するときは、健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
(5) 馬の導入・移動、健康観察等に関する記録を作成し保存している。	<input type="checkbox"/>
<b>7. 大規模農場に関する追加措置</b>	レ 欄
(1) 担当の獣医師又は診療施設を定めている。	<input type="checkbox"/>
(2) 家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を、従業員に周知している。	<input type="checkbox"/>